

茅野市部活動地域展開の方針【概要版】

第1章 茅野市の現状と課題

- 1 少子化の現状
 - ・当市も 13～15 歳の人口は大幅に減少
 - ・令和 7 年度は、平成 28 年度に比べ 245 人減少
 - ・13 年後には、13～15 歳の人口が 990 人と予測
 - ・今後は、これまで以上の速さで少子化が進むと予測
- 2 中学校の部活動の現状
 - ・令和 7 年度部活動数は 48 部（運動部 37 部、文化部 11 部）
 - ・加入率の平均は 71.1%（運動部 48.8%、文化部 22.3%）
 - ・少子化と共に加入率が減少していくと現状の部活動数維持は難しい。
 - ・集団種目は廃部となる可能性が高い。
- 3 茅野市の課題
 - ・少子化により他校との合同部活、休部となる部活動が出てきている。
 - ・民間のクラブ等に所属する生徒もいる。
 - ・生徒たちがやりたい活動を諦めざるを得ない状況もある。
 - ・技術的な指導が困難な教職員が半数近にのぼる。

第2章 基本目標と基本方針

- 1 基本目標
 - ・「茅野市スポーツ推進計画」「茅野市文化芸術推進計画」を基にした地域展開
 - ・多様な組織・団体等が運営団体・運営主体となり、学校と調整を図りながら地域を拠点としたスポーツ・文化芸術の環境づくり
 - ・令和 13 年度までに平日を含めた完全展開を目指し、令和 8 年度中には少なくとも休日の活動について地域展開を進める。
- 2 基本方針
 - 【方針 1】生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境の整備
 - 【方針 2】様々な運営団体による多様な地域スポーツ・文化芸術活動の育成・支援・展開
 - 【方針 3】適正な活動と持続可能な運営体制の構築
 - 【方針 4】地域の実情に応じた地域展開の実施

第3章 地域スポーツ・文化芸術の活動指針

- 1 対象者と参加の範囲
 - ・市内に在住する中学生
 - ・通学する中学校に関わらず、自分の興味関心に応じて選択し、参加することができる。
 - ・複数の活動に参加することも可能
 - ・近隣市町村の活動に参加することも可能
 - ・近隣市町村の生徒が茅野市の活動に参加することも可能
- 2 地域スポーツ・文化芸術活動の運営団体・実施主体・役割
 - (1) 運営団体・実施主体の担い手
 - ・多様な組織・団体が運営団体・実施主体となることを想定
 - (2) 市の役割
 - ・団体との調整、情報提供、活動の促進と保護者負担の軽減、研修実施
 - (3) 地域スポーツ・文化芸術活動団体の役割
 - ・運営体制や活動目標を示した規約・運営方針等を明確にする。
 - ・青少年健全に資する活動を実施する。
 - ・専門性や資質・能力を有する指導者を確保し、適正な活動を実施する。
 - ・指導者に資格の取得を促すとともに、指導者の養成に努める。
 - ・持続可能な団体運営と安全で適切な指導の実施に努める。
 - (4) 保護者の役割
 - ・地域スポーツ・文化芸術活動の運営に積極的に関わる。
- 3 活動内容
 - (1) 種目・分野など
 - ・多様な種目・分野の活動、生徒の自主的・自発的な活動、他世代との交流、合同部活
 - (2) 休養日及び活動時間

休養日	学校の学期中	・平日は少なくとも 1 日
		・週末は少なくとも 1 日
		・週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振替
活動時間	学校の長期休業中	・学校の学期中に準じた扱い
		・生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休業期間（オフシーズン）を設ける。
活動時間	平日	・2 時間程度
	学校休業日（週末を含む）	・3 時間程度
 - (3) 管理責任
 - ・各種トラブルは団体の管理責任において対応、保険への加入を義務付け
 - (4) 活動場所
 - ・市内小中学校、公共のスポーツ・文化施設・、社会教育施設、民間事業者、企業、大学などが所有する施設
 - (5) 大会・コンクール等への参加・運営
 - ・地域スポーツ・文化芸術活動団体が判断
 - (6) 費用負担と軽減策
 - ・参加する生徒の保護者による費用負担(受益者負担)及び送迎

第4章 地域展開スケジュール

- 令和 5 年度から令和 7 年度まで「改革推進期間」
- 令和 8 年度中に休日の部活動を地域展開する。
- 「地域展開協議会」で本方針に則った地域展開を検討

第5章 その他

- 1 地域展開方針の見直し
 - ・国や県の指針・方針が改定された場合などは、必要に応じて見直しを行う。
- 2 事務局【教育委員会】
 - ・こども部 学校教育課
 - ・生涯学習部 スポーツ健康課、生涯学習課、中央公民館
- 3 その他
 - (1) 教職員等の兼職兼業
 - ・指導を希望する教職員等は、市教育委員会へ「兼職等承認願」を提出
 - ・兼職兼業が認められる場合には、報酬を受け取って指導することが可能
 - ・教職員等が新たに運営団体を立ち上げる場合も兼職兼業の手続きが必要
 - (2) 広域との連携
 - ・諏訪 6 市町村とも、情報共有しながら広域で取り組むことも視野
 - (3) 情報発信
 - ・市ホームページ、広報誌への掲載、リーフレットの配布

